

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年5月2日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 常陸 泰司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 常陸 泰司
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区西中島四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.(以下、「Jトラストアジア」という。)が訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : JTRUST ASIA PTE.LTD.

住所 : シンガポール共和国

代表者の氏名 : 代表取締役社長 藤澤 信義

なお、当社は、「Jトラストアジアのほか、当社グループの役員数名及び当該役員個人の関連法人1社(総称して、以下、「個人被告」という。))が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しております。

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

2018年3月28日(モーリシャス最高裁判所(商務部))

Jトラストアジアが訴状を了知した日は2018年4月3日であり、現地弁護士事務所を通じて、モーリシャスの裁判所の記録により訴訟が提起されている旨の確認ができた日は2018年4月20日であります。

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : () First Global Funds Limited PCC

() Weston International Asset Recovery Company Limited

() Weston Capital Advisors, Inc.

() Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.

() Weston International Capital Limited

住所 : () () () () モーリシャス共和国エベネ

() アメリカ合衆国ニューヨーク州

代表者の氏名 : 不明

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容

訴状記載の主張は不明確かつ裏付けのないものでありますが、現地弁護士より、請求の内容としては、概要、Jトラストアジア及び個人被告が、2015年モーリシャス判決(注)、その後の全世界における資産凍結命令及びモーリシャス裁判所がその後発した法廷侮辱命令を十分に認識していながら、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk.と共謀して、これらの決定に違反したことを理由とする、Jトラストアジア及び個人被告に対する損害賠償の請求であるとの説明を受けております。また、Jトラストアジア及び個人被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することも請求されているとのことです。

(注) モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk.に対し、総額110,000千米ドル(約116億円)の支払いを命じる判決を下したとされております。

請求金額

損害賠償請求額として280,000千米ドル(約297億円)、資産凍結命令の範囲として300,000千米ドル(約318億円)。

日本円の換算は、2018年3月31日のレートに基づきます(1米ドル=106.24円)。

訴状には、上記金額以外に、利息及び費用の請求を行うという趣旨の記載もあります。

以上